令和８年度第４回香川地方最低賃金審議会議事録

令和８年８月５日（水）
高松サンポート合同庁舎
北館７階共用 702 会議室

出席者　公益代表委員　岡﨑、籠池、髙塚
　　労働者代表委員　川染、土田、中村、西尾、林
　　使用者代表委員　井出、奥田、白石、棚次、檜垣

議題（１）香川県最低賃金額改正の審議について
　　（２）その他

○賃金室長
　それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和８年度第４回香川県最低賃金審議会を開催いたします。本日はご多忙の中、また大変暑い中、ご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。本日は、平野委員、元木委員が欠席されておりますが、13 名の委員に出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第５条第２号に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。なお、本日、傍聴人はおりません。
　はじめに、資料のご確認をお願いいたします。当日配布資料として、「香川県最低賃金の改正決定に関する報告書（写）」でございます。不足等はございませんでしょうか。それでは籠池会長、議事の進行をお願いいたします。

○籠池会長
　はい、本日の会議次第はお手元のとおりであります。この会議次第に沿って議事進行いたします。早速ですが、議題（１）「香川県最低賃金額改正の審議について」であります。本年度の香川県最低賃金の審議につきましては、７月２日に諮問を受けて以降、５回の専門部会を開催し、慎重に審議を進めてまいりました。そして、本日開催いたしました第５回専門部会におきまして、本審に対する報告を取りまとめたところでありますが､残念ながら全会一致には至らなかったため、この報告については、専門部会での多数決の採決により報告をさせていただくものとなります。審議経過及び専門部会報告について説明を事務局の方でお願いできますか。

○賃金室長

まず、本日までの審議経緯についてご説明いたします。７月２日の第１回本審におきまして、香川県最低賃金の改正決定についての諮問を行い、７月 31 日の第３回本審におきまして、中央最低賃金審議会の目安伝達を行い、同日、第２回香川県最低賃金専門部会を開催し、最低賃金の基礎調査結果を説明の後、金額審議に入っていただきました。そして、８月３日に第３回専門部会を開催、８月４日に第４回専門部会を開催、本日、第５回専門部会を開催して、金額審議を重ねていただいてまいりましたが、全会一致には至らず、専門部会での採決の結果により、過半数の賛成をもって専門部会報告としていただいたものです。事務局で報告書を説明いたします。

○賃金室長補佐

それでは、専門部会報告書を読み上げます。

令和８年８月５日

香川地方最低賃金審議会会長　籠池信弘　殿

香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会部会長　籠池信弘

香川県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年７月２日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙１のとおりの結論に達したので報告する。また、別紙２のとおり平成 20 年８月６日付け中央最低賃金審議会の「平成２０年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和６年 10 月２日発効の香川県最低賃金（時間額 970 円）は、令和６年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。さらに、当専門部会として、原材料費、エネルギーコスト及び労務費等が上昇する中、賃上げ原資を確保するための価格転嫁や生産性向上が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえ、政府において、中小企業・小規模事業者に対して、最低賃金等の引上げに対応する、より一層の実効性のある支援策を講じるとともに、取引適正化等に向けた適切な価格転嫁対策についても更なる取組の強化を強く要望する。特に、労働集約的で人件費率の高い小売・飲食・サービス業などにおいては、販売価格の値上げにより販売減少が生じるなど価格転嫁が困難な状況にあること等から、そうした事業者に対する強力なサポートを求める。なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

委員の名前は省略させていただきます。

別紙１

香川県最低賃金

１　適用する地域

香川県の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

４　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間 1,092 円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

法定どおり

別紙２は、省略させていただきます。以上です。

○籠池会長

ただいまの報告は専門部会において、意見の一致が得られなかったことから中央最低賃金審議会の答申や労使のご意見を踏まえ、また生計費、賃金状況、賃金支払能力、生活保護との整合性などの各種関連資料、さらに、中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会において取りまとめられました「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」、これらを総合的に勘案した公益案をお示しし、専門部会の過半数の賛成を得て部会報告としたものであります。この部会報告についてご審議をいただき、本日、この部会報告により答申として取りまとめたいと考えております。それでは、労使各側の専門部会委員から､それぞれ部会報告についてご意見をお願いしたいと存じます。まず、労働者側の専門部会委員において意見陳述をお願いいたします。

○西尾委員

私たち労側といたしましては、専門部会で審議した結果 56 円ということについては少し納得できないという思いで意を表したところであります。私たちは専門部会の中で最低生計費を根拠に金額改定を訴えてきたところでありますけれども、現状ですらそこに達していないという状況にもありますし、早期にそこに到達したい。その思いもありまして訴えてきたところでありますけれども、今回の金額ではさらに必要な生計費との格差が広がるのではないかということも危惧されていますので、今回の意思表明というふうにさせていただきました。よろしくお願いします。

○籠池会長

はい、ありがとうございました。次に、使用者側の専門部会委員にご意見の陳述をお願いいたします。

○白石委員

使用者側の白石です。我々は、香川県内 99%の中小の企業の事業者の事業環境を踏まえまして、支払い能力がかなり乏しくなっている中での、ここ２年間連続５％以上の賃上げは急であるということで、主張してまいりました。最終的に 56 円のプラスというのは､我々がちょっと想定していたものよりは高いですけども、価格転嫁がなかなか進んでいない中で、影響率が昨年度の引き上げよりは下がったというところを評価いたしまして、56 円の公益案に賛成いたしました。以上です。

○籠池会長

はい、ありがとうございました。本審の委員の方から、ただいまの意見陳述の内容についてご質問、ご意見等はございますか。

（意見等なし）

特によろしいですかね。はい、そうしましたら、様々なご意見をいただきましたが、意見の一致には至らないというふうに判断いたしますので、採決により答申として取りまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

よろしいですかね。はい、そうしましたら採決の手続きの説明を事務局の方でお願いいたします。

○賃金室長

最低賃金審議会令第５条第３項に基づき、会議に出席した委員のうち会長を除いた委員の過半数をもって決することとなっています。可否同数のときは会長の決するところによると規定されています。現在、会長を除いた出席員は 12 名ですので、過半数は７名となります。以上です。

○籠池会長

はい、そうしましたら採決の手続きに移りたいと思います。本審議会として、先ほどご説明のあった専門部会報告内容で答申することとして、よろしいか否かの採決であります。挙手でもって採決を行いたいと思います。まず、反対の方から。先ほどの専門部会報告内容について反対の方から挙手をお願いしたいと思い

ます。

（挙手５名）

反対５名ですね。ありがとうございました。次いで報告内容に賛成の方、挙手をお願いします。

（挙手７名）

賛成が７ですね。ありがとうございます。賛成が７名、反対が５名ということであります。よって出席委員の過半数の賛成となっておりますので、専門部会の内容をもって労働局長あてに答申をさせていただきます。事務局は答申文の案を配布してください。

（答申文案を各委員に配付）

配布いただけましたね。はい、そうしましたら事務局の方で答申文の案を読み上げてください。

○賃金室長補佐

それでは答申文案を読み上げます。

令和８年８月５日

香川労働局長　友住弘一郎　殿

香川地方最低賃金審議会　会長　籠池信弘

香川県最低賃金の改正決定について

当審議会は、令和８年７月２日付け香労発基 0702 第３号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙１のとおりの結論に達したので答申する。また、別紙２のとおり平成 20 年８月６日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和６年 10 月２日発効の香川県最低賃金（時間額 970 円）は、令和６年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。さらに、当審議会として、原材料費、エネルギーコスト及び労務費等が上昇する中、賃上げ原資を確保するための価格転嫁や生産性向上が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえ、政府において、中小企業・小規模事業者に対して、最低賃金等の引上げに対応する、より一層の実効性のある支援策を講じるとともに、取引適正化等に向けた適切な価格転嫁対策についても更なる取組の強化を強く要望する。特に、労働集約的で人件費率の高い小売・飲食・サービス業などにおいては、販売価格の値上げにより販売減少が生じるなど価格転嫁が困難な状況にあること等から、そうした事業者に

対する強力なサポートを求める。
　別紙は報告書の別紙と同じものですので､省略させていただきます｡以上です。

○籠池会長
　はい、ありがとうございます。答申文についてご確認いただけましたでしょうか。この内容に異議はございませんか。

（異議なし）

　大丈夫ですかね。はい、そうしましたら労働局長あて答申をいたします。

（籠池会長から労働局長に答申を手交）

○労働局長
　ありがとうございます。
　私から一言ご挨拶申し上げたいと思います。香川県最低賃金につきまして、７月２日に諮問を行いましてから、暑い日が続く中、本日までに本審を４回、専門部会を５回開催させていただき、熱心かつ真摯にご審議をいただきました。本日ここに答申を取りまとめていただいたことに対しまして、深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。今後は、所定の手続きを終えた後、速やかに本日の答申の内容に沿って、本年度の香川県最低賃金を決定させていただきたいと存じます。香川労働局といたしましては、改正された最低賃金の周知と履行確保に最善を尽くすほか、答申に盛り込まれておりますとおり、賃上げに向けた助成金等の中小企業への支援、労務費等の価格転嫁の推進等に積極的に取り組んでまいります。委員の皆様には、今後とも賃金行政に対して特段のご支援をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○籠池会長
　はい、ありがとうございました。私からも一言ご挨拶を申し上げたいと思います。労使各側の委員の皆様方には慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。残念ながら全会一致での答申には至りませんでしたが、本日、結審・答申の運びとなり、香川県最低賃金の改正審議をすべて終了することができました。この審議にあたっては、非常に貴重なご意見を多数賜ったというふうに理解しております。今後の審議に十分それをしん酌させていただきたいというふうに考えております。厚く御礼を申し上げまして、私の感謝のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。事務局から何かございますか。

○賃金室長

答申後の事務手続きについてご説明いたします。異議申し出の公示を本日８月５日、異議申し出の締切日は８月 20 日（木)、官報公示予定日は９月１日（火)、発効日は官報公示が予定日の９月１日に行われた場合は 10 月１日の法定発効となります。なお、８月 20 日までに異議申し出がなされた場合につきましては、８月 21 日（金）午前 10 時から本審を開催して、当該異議申し出についてのご審議をいただくこととなりますので、日程の確保をよろしくお願いいたします。異議申し出がなければ、本審を開催いたしません。以上でございます。

○籠池会長

はい、ありがとうございました。そうしましたら、これをもちまして、第４回香川地方最低賃金審議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

――了――